鳥取市精神障がい者家族会補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、鳥取市精神障がい者家族会補助金(以下「本補助金」という。) について、鳥取市補助金等交付規則(昭和42年鳥取市規則第11号。以下「規則」 という。)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(交付目的)

第2条 本補助金は、精神障がい者等及びその家族が幸せに暮らすために、互いに努力 しながら教養を深め、会員相互の親睦と理解により福祉の向上を図ることを目的とし て組織された鳥取市精神障がい者家族会(以下「家族会」という。)の活動を支援し、 もって障がい者福祉の増進に資することを目的として交付する。

(補助対象者)

第3条 本補助金の交付の対象となるものは、家族会とする。

(補助対象経費)

第4条 本補助金の交付の対象となる経費(以下「補助対象経費」という。)は、当該 年度における家族会の活動に要する経費のうち報償費、旅費、需用費、役務費、委託 料、使用料及び賃借料とする。

(補助金の算定等)

- 第5条 本補助金は、補助対象経費の額に10分の10を乗じて得た額(1,000円未満の端数は、これを切り捨てる。)以内で算定し予算の範囲内で交付する。
- 2 本補助金の交付の対象となる期間は、本補助金の交付決定の日の属する年度の4月1 日から3月31日までとする。

(承認を要しない変更)

- 第6条 規則第9条第1項の市長が別に定める変更は、次に掲げる変更以外の変更とする。
 - (1) 本補助金の増額
 - (2) 本補助金の2割を超える減額

(着手届を要しない場合)

第7条 規則第10条第1項第3号の市長が別に定める場合は、同項第1号又は第2号 に該当する場合以外のすべての補助事業に係る場合とする。

(補助金の交付)

第8条 規則第11条第1項ただし書の規定に基づき、本補助金は、概算払いにより交付できるものとする。

(実績報告)

第9条 規則第12条に定める実績報告は、補助事業の完了の日から20日を経過する 日までに行わなければならない。

(雑則)

第10条 この要綱に定めるもののほか、本補助金について必要な事項は、福祉部長が別に定める。

附則

- この要綱は、平成26年1月1日から施行し、平成25年度の補助金から適用する。 附 則
- この要綱は、令和3年4月1日から施行し、令和3年度の補助金から適用する。